

平戸市農業委員会第 11 回総会議事録

■開催日時：令和 3 年 2 月 26 日（金）13 時 30 分～14 時 40 分

■開催場所：平戸市役所 3 階会議室

■農業委員：19 人中 17 人出席 欠席委員：14 番・15 番
※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0 人

■事務局 林事務局長 橋口総務農地班長 山本主任主事 大石主任主事

■関係課 村瀬農林課主任主事

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程 1 開会

日程 2 会長あいさつ

日程 3 議事録署名委員及び書記の指名

日程 4 会務報告

日程 5 議事

議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 62 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 63 号 第 11 回農用地利用集積計画（案）について

議案第 64 号 第 7 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案第 65 号 贈与税及び不動産取得税納税猶予者の農業経営を行っている旨の証明願いについて

議案第 66 号 平戸市農地賃借料情報等の公表について

議案第 67 号 平戸市農作業賃金等標準額について

議案第 68 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の設定について

報告第 29 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 条の規定による転用届について

報告第 30 号 使用貸借解約通知書について

日程 6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和2年度平戸市農業委員会第11回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は第11回総会を開催したところご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>今回が現委員での最後の総会となります。本来ならば、終了後、懇親会を行い慰労をするところですが、コロナ過により行えないことは大変遺憾であります。3月1日から新農業委員でのスタートとなりますが、ご活躍を期待しております。辞められる皆様もOBとしてお力添えいただくようお願い申し上げます。</p> <p>本日は、議案が8件、報告が2件となっております。最後までご審議いただけるようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、14番・15番委員から欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に6番、7番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>
会長	<p>■日程第4 会務報告</p>

	<p>次に日程第4、2月の会務報告及び3月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは2月の主な会務報告をいたします。(2月会務報告を報告) 次に3月の行事予定を申し上げます。(3月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>次に日程5.議事にはいります。</p> <p>■日程第5 議事 《議案61号 農地法第3条の規定による許可申請について》 それでは、「議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2-1ページをお願いします 整理番号1番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、戸石川町字一ツ石、地目は田で、地積1,500㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、16,378㎡、所有権移転した後の面積17,878㎡になり、北部地区の下限面積30アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため、賃貸借権の設定を行ないます。 つづきまして、整理番号2番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、坊方町字人切レ、地目は田で、地積769㎡、外1筆、計1,459㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、6,675㎡、所有権移転した後の面積8,134㎡になり、中野地区の下限面積50アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。 つづきまして、整理番号3番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、早福町字霜ノ下、地目は田で、地積182㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、7,904.81㎡、所有権移転した後の面積8,086.81㎡になり、志々伎地区の下限面積30アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。 つづきまして、整理番号4番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、早福町字霜ノ下、地目は田で、地積236㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、7,904.81㎡、所有権移転した後の面積8,140.81㎡になり、志々伎地区の下限面積30アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p>

<p>会長</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 61 号について、原案のとおり許可することでご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 61 号について原案のとおり許可することで決定することで決定いたします。</p> <p>《議案 62 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 62 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 3 - 1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>申請者については、記載のとおり、申請農地ですが、鏡川町字薄香越、地目は畑で、437 m²、用途は駐車場用地、農地種別は第 3 種、事由としましては、駐車場建設のため。</p> <p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下。また、周囲に耕作している農地はなく、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われまゝ。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、ここで関係委員の補足説明をお願いします。</p>
<p>12 番委員</p>	<p>議案号、整理番号 1 番の補足説明を行ないまゝ。</p> <p>令和 3 年 2 月 15 日午前 9 時頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は、市外に居住しておりますが、実家に帰省の際、駐車がないことから、今回、申請地に駐車場の建設を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、長年、耕作されておらず、保全管理された農地でありました。</p> <p>雨水については、自然流下としており、汚水等の発生はありません。なお、周囲に農地はなく、日照、通風等により周辺の農地に影響を</p>

12番委員	及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われま
会長	<p>ただいま、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 62 号について、原案のとおり許可することで、みなさんご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第 62 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 63 号 第 11 回農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第 63 号「第 11 回農用地利用集積計画(案)」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。</p> <p>議案中、12 番を除いた分について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番から 11 番までについて説明いたします。</p> <p>議案の説明は 4 ページになります。4 - 1 ページ上段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。</p> <p>整理番号 1 番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町上亀免字登立、現況地目「田」、面積 2,240 m² 外 1 筆 計 3,287 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 新規 1 件 筆数 2 筆 面積 3,287 m² 再設定 1 件 筆数 5 筆 面積 2,988 m²となっています。</p> <p>つづきまして、議案書 4 - 1 ページ下段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地の所有権移転であります。</p> <p>整理番号 3 番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町小崎免字冷尻、現況地目「田」、面積 1,169 m² 外 1 筆 面積 2,475 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>合計 1 件 2 筆 面積 2,475 m²です。</p> <p>つづきまして、4 - 2 ページをお願いします。</p>

<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>委員一同</p> <p>会長</p>	<p>利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、朶の原町字火ノ元。現況地目「田」、面積1,097㎡ 外4筆 計6,441㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号5番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 再設定2件 筆数12筆 面積 15,819㎡となっています。</p> <p>つづきまして、議案書4-3ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号6番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、宝亀町字石橋。現況地目「田」、面積887㎡ 外2筆 計4,787㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号7番および8番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 新規3件 筆数9筆 面積 9,691㎡となっています。</p> <p>つづきまして、議案書4-4ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号9番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、大石脇町字若林、現況地目「田」、面積1,791㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号10番および11番についてはご一読をお願いします。</p> <p>小計 新規3件 筆数3筆 面積 3,172㎡となっています。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので質疑を終結し採決に入ります。 同議案中、12番を除いた分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」</p> <p>異議なしと認め、同議案中、12番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。 次に同議案中、12番を議題とします。</p>
--	--

会長	<p>この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、農業委員「1 番 蜜山 隆満」委員の退席を求めます。</p> <p>「蜜山委員退席」</p> <p>それでは、同議案中 22 番について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 12 番について説明いたします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた賃借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、生月町南免字池松、現況地目「畑」、面積 1,498 m² 外 1 筆 合計 3,672 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>小計 新規 1 件 筆数 2 筆 面積 3,672 m²となっています。</p> <p>農地バンクを通じた使用賃借権の設定全体では新規 4 件 筆数 5 筆 面積 6,844 m²となっています。</p> <p>集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>同議案中 12 番について原案のとおり許可することで決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、同議案中 12 番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、「1 番 蜜山 隆満」委員の入場を求めます。</p> <p>「蜜山委員入場」</p> <p>《議案第 64 号 第 7 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p> <p>次に、議案第 64 号「第 7 回農用地利用配分計画(案)に対する意見」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 5 - 1 ページをお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる賃借</p>

事務局	<p>権になります。</p> <p>整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、朶の原町字火ノ元、現況地目「畑」、面積 1,097 m²、外 4 筆 合計 6,441 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番及び 3 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計、新規 1 件 2 筆 面積 659 m² 再設定 2 件 12 筆 面積 15,819 m²となります。</p> <p>合計 3 件 14 筆 16,478 m²となります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。</p> <p>議案第 64 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 64 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 65 号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について》</p> <p>次に、「議案第 65 号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 65 号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について説明いたします。</p> <p>農地の一括贈与に伴う、贈与税及び不動産取得税の納税猶予を受けている受贈者は、3 年ごと、税務署及び長崎県に、「納税猶予継続適応届出書」の提出が、義務付けられています。提出された「納税猶予継続適応届出書」に添付する書類として「引続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要になります。</p> <p>証明書を発行するには農業委員会の総会での議決が必要になることから、証明をお願いするものです。地区担当委員には予め個別に確認をいただいています。</p> <p>それでは、6 - 1 ページをお願いします。</p> <p>地区、受贈者の住所・氏名、贈与者氏名、贈与年は記載のとおりです。農地台帳及び名寄帳、農地地図をもとに、ご本人とも確認いたしました。</p> <p>1 番につきましては、贈与を受けた農地面積は 4,899 m²で、その</p>

	<p>うち利用状況調査でB判定は4,899㎡ありましたが、全て自己保全していることを確認しております。</p> <p>2番については、贈与を受けた農地面積は19,082㎡で、そのうち利用状況調査でB判定は2,052㎡ありましたが、採草放牧地になっています。</p> <p>3番につきましては、贈与を受けた農地面積は9,506㎡で、そのうち利用状況調査でB判定は171㎡ありましたが、柿等を植えている状態でした。</p> <p>4番につきましては、贈与を受けた農地面積は16,912㎡で、全て耕作していることを確認しております。</p> <p>5番につきましては、贈与を受けた農地面積は14,762㎡で、そのうち利用状況調査でB判定は499㎡ありましたが、自己保全していることを確認しております。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
4番委員	<p>2番の件について、採草放牧地は農地ではないか。</p>
事務局	<p>質問のとおり農地であり農地として処理します。</p>
会長	<p>他にありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第65号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第65号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第66号 平戸市農地賃借料情報の公表について》 次に「議案第66号 平戸市農地賃借料情報の公表」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は7ページになります。議案書7-1ページをお願いします。</p> <p>1月に検討してもらおうよう資料を配布しておりましたが、各地区ごとにデータ数(金納のみ)をもとに計算したものです。 データ数が5件以下の地区は全体の平均を記載しております。 7-2ページには、過去の推移と他市の状況を記載していますのでご一読ください。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 66 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 66 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 67 号 平戸市農作業賃金等標準額について》</p> <p>次に、「議案第 67 号 平戸市農作業賃金等標準額」について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の説明は 8 ページになります。議案書 8 - 1 ページをお願いします。</p> <p>この件につきましても 1 月に検討してもらおうよう資料を配布しておりましたが、変更があるものは農作業賃金の時給のみですが、これは長崎県の最低賃金が改正されたことによるもので 988 円から 992 円としております。その他は変動はありません。8-1 から 8-3 までは一読ください。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 67 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 67 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 68 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について》</p> <p>次に、「議案第 68 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定」について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 9 ページをお願いします。 農地又は採草放牧地の権利移動の制限に関する条文及び関連する</p>

	<p>農地法施行規則を載せていますが、 農地法第3条第2項第5号に 農地法第3条第2項第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ヘクタール、都府県では50アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合とされており、達成できない場合、農地の取得はできないこととなります。そのことから、平戸市においては、一部の地区について、別段の面積を定めております。</p> <p>各地区の別断面積について、昨年と変更はありませんが、農地法施行規則第17条に示される基準に従い算出を行なっております。詳細については、資料を先月配布させて頂きましたが、旧町村単位での10アール単位で農家戸数を割り出し、経営耕地面積規模ごとに割合を出した結果を基におおむね4割近くの方が農地を保有している面積を下限面積として設定を行なっております。</p> <p>議案書 9-1ページに記載しておりますとおり、別段面積を摘要する区域を平戸、度島地区、津吉地区、志々伎地区、生月地区を30アール、獅子地区、中津良地区を40アールとし、それ以外の地区は50アールとしています。また、平成30年9月より適用しております、空き家に付属する農地として指定を受ける場合の別段面積を1㎡とし、空き家バンクに付属した農地として、U・Iターン者が取得・買い受けることができるものとしております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第68号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第68号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《報告第29号 農地法第5条第1項第8条の規定による転用届について》</p> <p>次に「報告第29号 農地法第5条第1項第8条の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 10-1ページをお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>届出人については、記載のとおり、届出農地ですが、田平町下亀免字下大津方、地目は畑で、2,301 m²のうち4 m²、用途としては、無線基地局、農地種別は農振農用地、事由としては、携帯電話基地局建設のため。契約については賃貸借権で行ないます。</p> <p>この案件は、農地転用不要案件になります。認定電気通信事業者が、有線電気通信のため線路、空中線系や中継施設を建設する場合、農地転用許可は不要のため、許可不要案件として届出を提出して頂いた案件になります。</p> <p>スライド説明 以上、報告します。</p>
会長	<p>事務局の報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し報告第 29 号を終わります。</p> <p>《報告第 30 号 使用貸借解約通知書について》</p> <p>次に、「報告第 30 号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は 11 ページになります。11-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 貸人、借人は記載の通りです。</p> <p>貸借農地、生月町山田免字立石、現況地目「田」面積 801 m² 外 5 筆 計 6,301 m²。契約内容は備考欄の通りです。</p> <p>なお解約理由は借り人の変更によるものです。</p> <p>整理番号 2 番から 6 番についてはご一読をお願いします。</p> <p>解約理由は使用貸借から賃貸借へ権利の設定を変更するものです。</p> <p>報告第 30 号の説明は以上です。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 30 号を終わります。</p> <p>■日程第 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>

委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：14 時 40 分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>6 番委員 _____ 印</p> <p>7 番委員 _____ 印</p>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
平戸北部	19	丸 田 保
	2	岡 村 勝 彦
	17	福 田 延 之
	3	阿 部 榮
	10	梶 屋 可 恵
平戸中部	5	本 山 勝 茂
	18	永 田 守
	9	前 川 一 夫
平戸南部	16	大 山 光 敏
	11	青 崎 日 出 男
	13	山 下 忠 平
生月地区	7	谷 本 雅 嗣
	8	川 村 政 幸
	1	蜜 山 隆 満
田平地区	6	松 本 一 郎
	4	小 川 隆 友
	12	大 山 荒 助
大島地区	15	藤 沢 和 正
	14	松 山 浩 幸